

令和3年度広島県社会福祉審議会議事録

- 1 日 時 令和4年3月24日（木） 15時00分から16時10分まで
- 2 開催方法 オンライン
- 3 出席委員 今榮委員，今川委員，大野委員，金子委員，黒瀬委員，佐藤委員，寺本委員，中野委員，林委員，畑野委員，藤原委員，二川委員，松村委員，三須委員，村井委員，村上委員，森脇委員，山崎委員，山田委員，山中委員，山本（一）委員，山本（恭）委員，山本（幸）委員，米川委員
- 4 議 題 (1) 議事
ア 広島県社会福祉審議会運営規程の一部改正について
(2) 報告事項
ア 「地域共生社会」推進の取組について
イ 民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部改正について
ウ 社会福祉法人ひがしの会の設立認可について
エ 専門分科会の調査審議状況について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局地域共生社会推進課地域共生社会推進グループ
TEL (082) 513-3144 (ダイヤルイン)

6 会議の内容

《開会》

事務局： お待たせしました。ただ今から広島県社会福祉審議会を開催いたします。
会議に先立ちまして、木下健康福祉局長が御挨拶申し上げます。

《健康福祉局長あいさつ》

《資料確認》

事務局： 事前にメールでお配りしております資料の確認をさせていただきます。
会議次第，委員名簿，県職員出席者名簿のほか，資料1から5までとなりますので，御確認いただければと思います。ございますでしょうか。
資料につきましては，画面共有もさせていただきます。

《出席委員紹介》

事務局： 続きまして、本日、御出席の委員の方々の御紹介ですが、お配りしております委員名簿により、御紹介に代えさせていただきます。

《県関係職員紹介》

事務局： また、本日、県の関係職員が出席しておりますが、県職員出席者名簿により、紹介に代えさせていただきます。

《定足数確認》

事務局： 議事に入ります前に、本日、御出席の委員数を御報告いたします。委員総数 30 名に対しまして、21 名の御出席をいただいておりますので、広島県社会福祉審議会条例第 5 条第 3 項に定める定足数を満たし、会が成立しておりますことを御報告いたします。
(開始後に 3 名参加されたため、計 24 名の出席)

《委員長選任》

事務局： それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。
議事の進行は、広島県社会福祉審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、委員長が会議の議長と定められておりますので、山本委員長、よろしくお願ひします。

《委員長あいさつ》

《会議の公開》

委員長： それでは、早速議事に入りますが、本日の審議会につきましては、広島県社会福祉審議会運営規定の第 5 条第 1 項の規定により公開とします。
また、議事録は、県のホームページなどで公開されることになっております。
それでは、会議次第に従いまして議事を進行させていただきます。

《議事》

委員長： 初めに、「広島県社会福祉審議会運営規程の一部改正」について、事務局から説明をお願いします。

〔地域福祉課担当から資料 1 により説明〕

委員長： ただ今の事務局の説明に対し、御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

金子委員： ありがとうございます。広島県手をつなぐ育成会の金子でございます。私たちの会は知的発達障害児者の親の会でございます。よろしくお願ひします。私も今のお話の児童福祉専門分科会の委員でしたが、私たちの知的障害の子どもたちも、障害児である前に一人の子どもですので、その子ど

もの中で一緒に審議していただくのはとてもありがたいことと
思っていて、子ども・子育て審議会には私たちの代表も入って
おりますので、とてもこれは賛成です。

ただ気になるのは、対象の話がありました、知的障害者だと「者」
だから大人ですが、並びにひとり親家庭と文言がありました。ひとり親家
庭については、子ども・子育て審議会の中でお話が入っていると思いま
すが、知的障害者の話はどこにいくのかなあと思っていて心配して
おります。

みますと、身体障害者については中に入っております。今、知的障
害のほかにも精神障害や、高次脳機能障害とか、性同一性障害とか、
いろいろあります。そういう人たちが、先程のこれから話をされる
地域共生社会ということを考えても地域には色んな多様化された方
がいらっしゃいますので、そういう団体の方とも知ってもらって、
何かあったらケアカウンセリングとかそういうところにスムーズに
入っていくのも大切かなと思っております。出来たらどこに、ど
ういう風にするっていうのは、私もよくわかりませんが、例えば
身体障害者福祉専門分科会ですか、それを身体を取っていただいて
障害者福祉専門分科会という感じでいくつか入るっていうのは
どうなのかなと、思ってみたりします。これはあくまで私の個人
の意見です。

すみませんがそのあたりのお話をお聞かせいただけたらと思
います。よろしくお願ひします。

委員長： 貴重なご意見、ありがとうございました。

ただいまの件、知的障害者の扱いをどのようにするか、コメントが
ありましたらよろしくお願ひいたします。

事務局： 児童福祉審議会、広島では子ども・子育て審議会です
けれど、そちらの方で専門的な事項、知的障害者に関する専門
的な事項に関する諮問答申だとか、意見具申というのは審議する
という整理を条例改正に向けて整理させていただいたところ
です。

手をつなぐ育成会さんをはじめとする、障害者団体の方につきま
しては、共生社会のなかで色んな役割や、支援をしていく必要があ
るということで、引き続きこの審議会の中でもご意見を聞かせ
ていただく、という整理をさせていただいたのですけれども、何
か専門分科会をやはり作った方がよろしい、というお考えで
しょうか。

金子委員： 私といたしましてはやはりもともと、児童福祉専門
分科会のなかに、知的障害「者」という大人があるということに、
違和感を感じていたんですね。あと出来たら障害者どうし、私
達障害のことを皆さんに知ってくださいという風に伝えてい
ってるんですが、障害者どうしもお互いを知り合うことがと
ても大切だと思っていて、なのでこういう風な事がありましたら
その中に加えてもらえないかなと思った次第です。

事務局： この場ですぐにお答えすることが難しいので、障害
者支援課や子ども家庭課と、様々な調整をさせていただければ
と思います。少し県の方で検討する時間をいただければと思
います。

委員長： 金子さんよろしいですか。

金子委員： はい、私の方は結構です。ありがとうございます。

委員長： では米川会長、どうぞ。

米川会長： ありがとうございます。

今、金子会長の方からもお話がありましたように、身体障害者というところのなかに、身体という言葉がなくされて、障害者という形で専門部会を作られた方が、よりスムーズではないかなと思います。と申しますのは、身体障害も、知的障害も、精神障害も、一つのくくりという形で今動いていますので。できれば、もう身体というのはなくされて、一つの障害者という形でとらえていただけるとよろしいんじゃないかと思います。以上です。

委員長： 貴重なご意見、ありがとうございます。あわせまして検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。他にございますか？

佐藤会長よろしくお願ひします。

佐藤委員： 民生委員児童委員協議会の佐藤です。私は今、福祉審議会と子どもの審議会が分かれるということになっていますが、ただ連携といひますか、しっかりとした状態でこれからもやっていただきたいという風に思っております。

というのは、子どもの問題・課題というのは大概世帯の課題でもあろうかと思ひます。従ってその子どもと大人を分離するというものではあてはひけないということで、子どもの課題は大人の課題でもあるという認識を十分持ていただけてそれぞれが連携するということは確保していただきたいと思っております。再来年度から子ども家庭庁が、新設されるということになっておりますし、そうすると民生委員の部分と児童委員の部分と分離されるのではないかという危惧を持ておひまして、そこについては、それぞれ子ども家庭庁と厚生労働省としっかりと連携を取りながらやっていくという返事をいただけておりますので、同じように県の方も対応していただけたらと思っております。以上です。

委員長： 貴重なご意見ありがとうございます。ただいまの意見も含めて検討していきたいと思ひます。他にございますか？

ありがとうございます。それでは他に御意見がないようですので、「広島県社会福祉審議会運営規程の一部改正」につきましては、概ね適当なものと認めることとさせていただきます。このことについて、御異議ござひませんか。それでは、御異議がないようですので、原案（修正案）も含めて原案どおり運営規定の一部を改正いたします。

なお、施行日は課名の変更に合わせて、令和4年4月1日といたします。ありがとうございます。

それでは、続きまして報告事項に入ります。

会議次第に従ひまして、順次、事務局から報告をしていただきたいと思ひます。報告事項に関する質疑については、幾つかをまとめて行うことといたしますので、よろしくお願ひいたします。

それではまず地域共生社会推進の取り組みについての説明をお願ひします。

〔地域共生社会推進課担当から資料2により説明〕

委員長： はい、お疲れ様でした。

それでは続いて、民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部改正について、説明をお願いいたします。

〔地域共生社会推進課担当から資料3により説明〕

委員長： ありがとうございます。ただいまの2点のご報告事項に関しましてご意見、ご質問がありましたら、挙手でお願いします。

〔異議なし〕

委員長： 特にご発言がないようですので、次に「社会福祉法人ひがしの会の設立認可について」の説明をお願いします。

〔地域福祉課担当から資料4により説明〕

委員長： ありがとうございます。

ただいまの報告事項に関しましてご質問、ご意見がございましたらよろしくお願ひします。

〔異議なし〕

特にないようですので、それでは最後に、「専門分科会の調査審議状況」についてですが、こちらはお手元の資料により報告に代えさせていただきます。事務局からの説明は省略させていただきます。それでは、これまでの報告事項全般に対して、ご質問、ご意見などがございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

〔異議なし〕

特にないようですので、これで報告事項を終わりたいと思います。

折角の機会ですので、社会福祉の推進についてのご意見やご提言、更に、審議会の運営などについて、ご自由にご発言をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。それでは挙手をして、ご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。村井さんどうぞ。

村井委員： 蒸し返すようですが、資料1の比較表がありますけど、改正前と改正後の2枚目のところ。横書きになった。そこに、改正案について地域共生社会推進課、及び地域共生社会推進課とダブっています。で、改正のところをみると、地域共生社会推進課に地域福祉課を医療介護福祉基盤に改めると書いてあるのですが、重なっているのは何か意図がありますか。それとも間違いですか。そこをよろしくお願ひします。

委員長： よろしくお願ひします。

事務局： 申し訳ありません。これは単純なミスでございます。最初の方の地域共生社会推進課、及びの前の方ですね、こちらが医療介護基盤課ということになりま

す。直ちに修正して、皆様の所に正しいものをお送りさせていただこうと思います。申し訳ございませんでした。

村井委員： わかりました。

委員長： 失礼いたしました。他にございますか。

どうぞ、寺本さん。

寺本委員： 寺本です。先程ご紹介のあった、共生社会の今後の取り組みについて関連しての情報提供になりますけれども、私は広島県の男女共同参画財団、いわゆるエソール広島の評議員もしております。そこで対人援助をされる方の、研修を企画していて、心理士さんを講師に、色々な相談を受ける時の心構えとか、テクニックとか、そういうことをしたり、医療カウンセラー、精神科医、弁護士につなげる時というような、その時の注意事項を連続講座で企画をしています。こういう講座を受けられる方の中には、民生委員さんとか、児童委員さんを目指して受けられる方もいらっしゃいますでしょうし、実際されている方もいらっしゃると思いますが、やはりご指摘があったように、地域社会の問題は複雑化していて、しかも同じ方に色々な問題がかかっている状態です。専門家につなぐときには、ポイントを抑えてつなぐととてもうまくいくということがありますので、勿論エソールさんは県の外郭団体ですから、こういうところの研修を広く情報提供して、役立てていけたらいいのではないかと思います。以上です。

委員長： 貴重なご意見ありがとうございました。参考にさせていただきたいと思えます。他にございますか。

金子委員さんお願いいたします。

金子委員： ありがとうございます。私もちょっとだけ共生社会についてですが、以前から自治体、団体の地域の皆さんに頑張ってもらいたいということは、とてもありがたいのですが、ただその皆さんがやっぱり何かお困りごとがあった時にすぐに相談できる、先程からある地域支えあいコーディネーター、仮称ですが、そことの連携がすごく大切ということを以前からお話をしていたのですが、この様に地域支えあいコーディネーターが研修をきちんとしていただいているのは、ありがたく思っています。確認ですが、地域支えあいコーディネーターをする人は、市町の職員、社協職員と支援機関相談職員、そういう方がなれるというようなことでよろしいでしょうか。確認をさせて下さい。よろしくお願いいたします。

事務局： 委員長、私の方から確認よろしいですか。

委員長： どうぞお願いします。

事務局： ありがとうございます。まさに私たちが力を入れている所に注目していただいて、とても嬉しく思います。

地域の支え合いポイント、機能という風な研修名にもさせていただいた所に行き着くかもしれません。或いは勿論コーディネーターでも大丈夫です。つまり私たちは、地域を支えていくというのは一人の肩にかかっているはいけないのではないかと考えているのがあります。勿論一人の人が頑張っておられる地域があるのも事実ですが、もう少し多職種、いろんな方々が連携する、そうい

う手腕をみんなで持とうじゃないか、そういったコンセプトのもと研修を実施しています。ですから金子委員が言われました通り、市町の方、社協の方、或いはそれ以外の専門家の方も勿論いらっしゃいますし、民生委員の方、町内会の方、色んな方がこの機能が分散して連携していくものと思っていまして、言っていただきました、まさに市町の方と、社協の方が勿論メインにはなりますが、みんなで連携するというのがコンセプトです。ご質問ありがとうございます。

委員長： 金子委員さん、よろしいでしょうか。

金子委員： ありがとうございます。

委員長： 他にございますか。

久しぶりの審議会でしたが、皆さん貴重なご意見ありがとうございました。それでは特にその他に発言はないようですので、本日の審議会は閉会とさせていただきます。

本日は私を含め、不慣れでご迷惑をおかけしました。皆様方には議事の進行に大変ご協力いただき、ありがとうございました。

それでは事務局から何か連絡事項がありますか。

事務局： まずもって会議の冒頭から遅れまして、不手際があったこと申し訳ございませんでした。また資料1の方で、資料の誤植があったことについては大変申し訳ありませんでした。

尚、本審議会における委員の皆様の任期につきましては冒頭申し上げました通り3月末で満了することになりますので、本日お集まりいただきました皆様の審議会は本日で最後となります。委員の皆様方におかれましては今回を通じて様々なご助言等いただきまして、誠にありがとうございました。また先程金子委員、米川委員の方からのご指摘がありました通り、専門分科会についてもご審議がありましたので、協議しなければいけないですが、来年度から地域共生社会の推進、及び令和5年度の広島県地域福祉支援計画の改正も見据えまして、その審議を行う事としておりますので、それも併せまして修正の方も検討していきたいと思っております。今年度中に委員の改選の手続きを行った上で来年度の審議会を開設する予定でございますので、それまでよろしくお願ひしたいと思います。事務局からは以上でございます。

委員長： それでは最後に今年度で退任される委員の方が、5名いらっしゃいます。そのうち、本日までご参加いただいている4名の方に一言ずつご挨拶をお願いいたします。まず最初に、村上 須賀子委員さんよろしくお願ひします。

村上委員： お話しさせていただく機会をいただき、ありがとうございます。私にとってこの審議会は多くのことを学ばせていただきました。これから福祉の現場に出ていく学生たちに地域共生社会での実践、何が大切かということをごここでいただく資料をもとに地域包括ケア論の授業をすることができました。それから大学におりますと、現場の動きがなかなかわかりにくいところがあります。そういう点で現場の細やかな実践を教えていただいて、それを学生達に教えることが出来ました。ここにご参加いただいている審議会の委員の先生方に本当に感謝申し上げます。3月で私は文化学園大学を退職しますけ

ど、その後、東京の方で地域包括ケアを教えることができますので、広島県のこの先駆的な実践を宣伝したいと思っています。本当にありがとうございました。

委員長： 村上委員、ありがとうございました。こちらは大変長い間お世話になりました。

続きまして、今川 朱美委員さんよろしく申し上げます。

今川委員： 長い間、いろいろと自分の専門外の部分も勉強させていただきまして、大変感謝しております。今後もこの地域福祉というものは、私の専門都市計画の分野でも大変重要な位置を占めますので、見守っていきたいと思います。どうぞこの後のことは皆さんよろしく願いいたします。長い間ありがとうございました。

委員長： 今川先生、長い間ありがとうございました。

それでは続きまして、中野 博之委員さんよろしく申し上げます。

中野委員： 広島県経営者協会の中野と申します。今期をもちまして、広島県社会福祉審議会委員を退任することとなりました。当審議会では、2010年度より委員を仰せつかっておりますけど、今日まで、各委員の皆様方、また事務局の皆様方に、助けていただきましたが、果たして委員として役に立ったかどうか疑問に残るところでございます。今後は、十数年委員として勉強させていただきましたことを、職場でございます広島県経営者協会の事業の中で生かしていただければと思っております。委員の皆様方、事務局の皆様方、また審議会におかれましては今後一層のご活躍、ご発展をお祈り申し上げまして退任のご挨拶とさせていただきます。長い間ありがとうございました。

委員長： 中野委員さんありがとうございました。

それでは最後に、森脇 弘子委員さんよろしく申し上げます。

森脇委員： 県立広島大学の森脇と申します。平成26年度より、8年間お世話になりました。私は民生委員の専門分科会に入っていたのですが、今日の中にもありました様に、民生委員の担い手が不足していて、地域のコミュニティ作りとか住民のネットワークが大切だと改めて感じました。そして、それを支援するスタッフの重要性も感じております。広島県の社会福祉がますます充実しますことをお祈りいたします。ありがとうございました。

委員長： 森脇委員さん、大変ありがとうございました。

皆様方今後ともお体に気をつけて私どもを見守っていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

事務局： 委員長、連絡事項があります。

委員長： どうぞ。

事務局： この度ご退任されます委員のうち、10年以上ご就任いただいております方には後日知事の方から感謝状を贈らせていただきたいと思います。長い間本審議会に対してご助言いただきまして、誠にありがとうございました。

委員長： それでは皆様方には長時間にわたりまして、慎重な議論、また貴重なご意見ありがとうございました。これで、本日の社会福祉審議会を終了させていただきます。

きます。ご協力ありがとうございました。

7 会議の資料名一覧

- 広島県社会福祉審議会会議次第
- 広島県社会福祉審議会委員名簿
- 広島県社会福祉審議会県職員名簿
- 資料1 広島県社会福祉審議会運営規程の一部改正について
- 資料2 「地域共生社会」推進の取組について
- 資料3 民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部改正について
- 資料4 社会福祉法人ひがしの会の設立認可について
- 資料5 専門分科会の調査審議状況について

- 参考資料
 - 社会福祉法（抜粋）
 - 社会福祉法施行令（抜粋）
 - 社会福祉審議会条例